

事後的に生計維持関係の申告を行った方への振替加算に関するお知らせについて

配偶者に加給年金が支給されていながらも、ご本人からは生計維持関係の申告がなされていなかった事例については、平成 29 年 12 月に、念のため、ご本人に対して、65 歳当時の生計維持関係を確認するためのお手紙をお送りし、要件を満たした方に対して振替加算をお支払いしています。

この事例については、生計維持関係の申立が事後的に行われたものなので、申立の 5 年以上前の振替加算がある場合には、原則として、時効を適用して、5 年分の過去の振替加算をお支払いしています。一方、日本年金機構への個別相談等を通じて、ご本人の年金請求時に、生計維持関係の申告が行われていた蓋然性が高いと判断される場合は、申立の 5 年前以前の振替加算（時効分）についてもお支払いを行っています。

令和 3 年 6 月より、振替加算をお支払いしているご本人のうち、申立の 5 年以上前の振替加算があるご本人（約 1.4 万人）に対して、念のため、この個別相談に関するご案内を順次、お送りしています（参考 時効分もお支払いしたご本人（令和 7 年 4 月末時点）：7,754 人）。

引き続き、ご本人からの申立を受付けていますので、お近くの年金事務所までご相談いただけますようお願いいたします。